

紫金山公園
指定管理者募集要項

令和8年8月31日

吹 田 市

土木部公園みどり室

目 次

1	趣旨	1
2	本公園の概要	1
3	業務の範囲及び内容	10
4	指定期間	13
5	管理経費(指定管理料)	13
6	指定管理者として果たすべき責任	14
7	事業計画書及び収支計画書の提出	17
8	経営状況の確認	17
9	事業報告書等の提出	17
10	モニタリング・監査の実施等	18
11	リスク分担に関する事項	18
12	募集に際しての基本条件	20
13	応募等のスケジュール	21
14	募集要項等の公表	22
15	質問の受付及び回答	23
16	参加表明書の受付	24
17	応募資格審査	25
18	応募に当たっての提出書類	25
19	応募に当たっての留意点	27
20	指定管理者候補者等の選定	28
21	協定の締結	30
22	指定管理者の指定	30
23	指定の取消し等	31
24	その他	31
25	問合せ先(募集事務局)	32

紫金山公園指定管理者募集要項

1 趣旨

紫金山公園（以下、「本公園」という。）は、主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的として設置された総合公園であり、令和7年6月に策定した「紫金山公園の目指すべき姿」（以下、「目指すべき姿」という。）※の実現に向けた魅力向上策に取り組んでいるところです。

本公園の管理運営について、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間事業者等の創意工夫を活かした公園の管理運営により市民サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者を募集します。

※目指すべき姿の詳細については、2（2）に記載しています。

2 本公園の概要

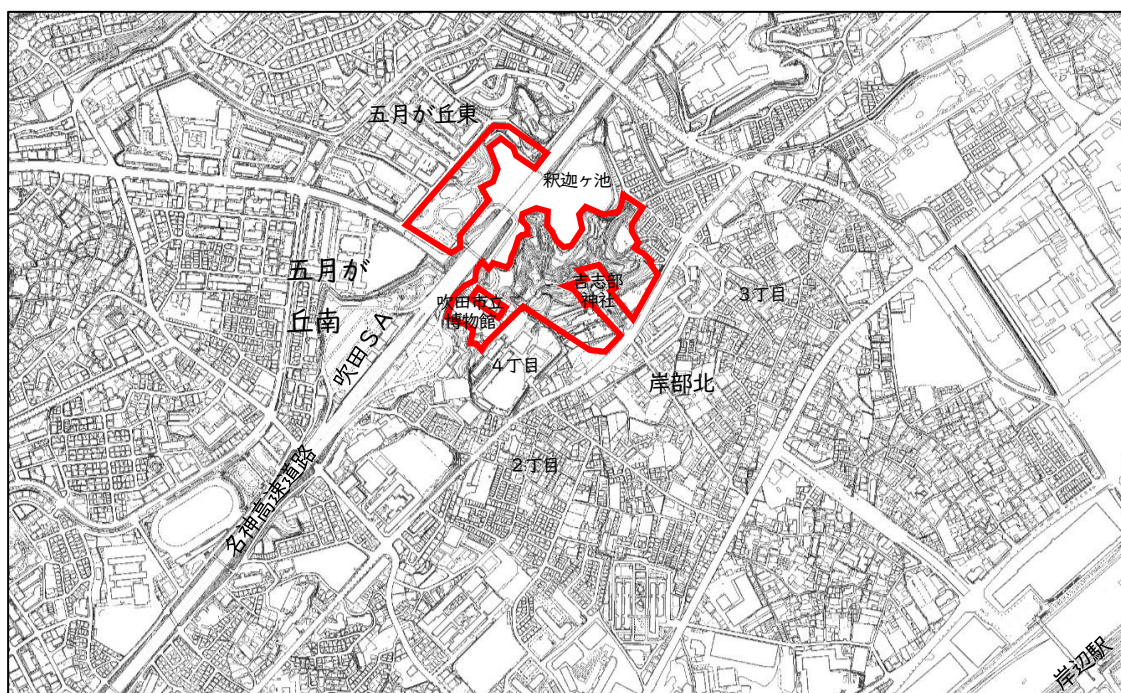
（1）本公園について

本公園は本市の中心部に位置する総合公園です。名神高速道路の南北に位置し、吹田サービスエリアに隣接しています。南側は起伏に富んだ地形となっており、吉志部神社の背後の鎮守の森や吉志部瓦窯跡などの史跡、吹田の歴史や文化を伝える吹田市立博物館などがあることも特徴となっています。周辺は住宅、学校などが立地しており、子供から大人まで幅広い年代の地域住民に利用されています。

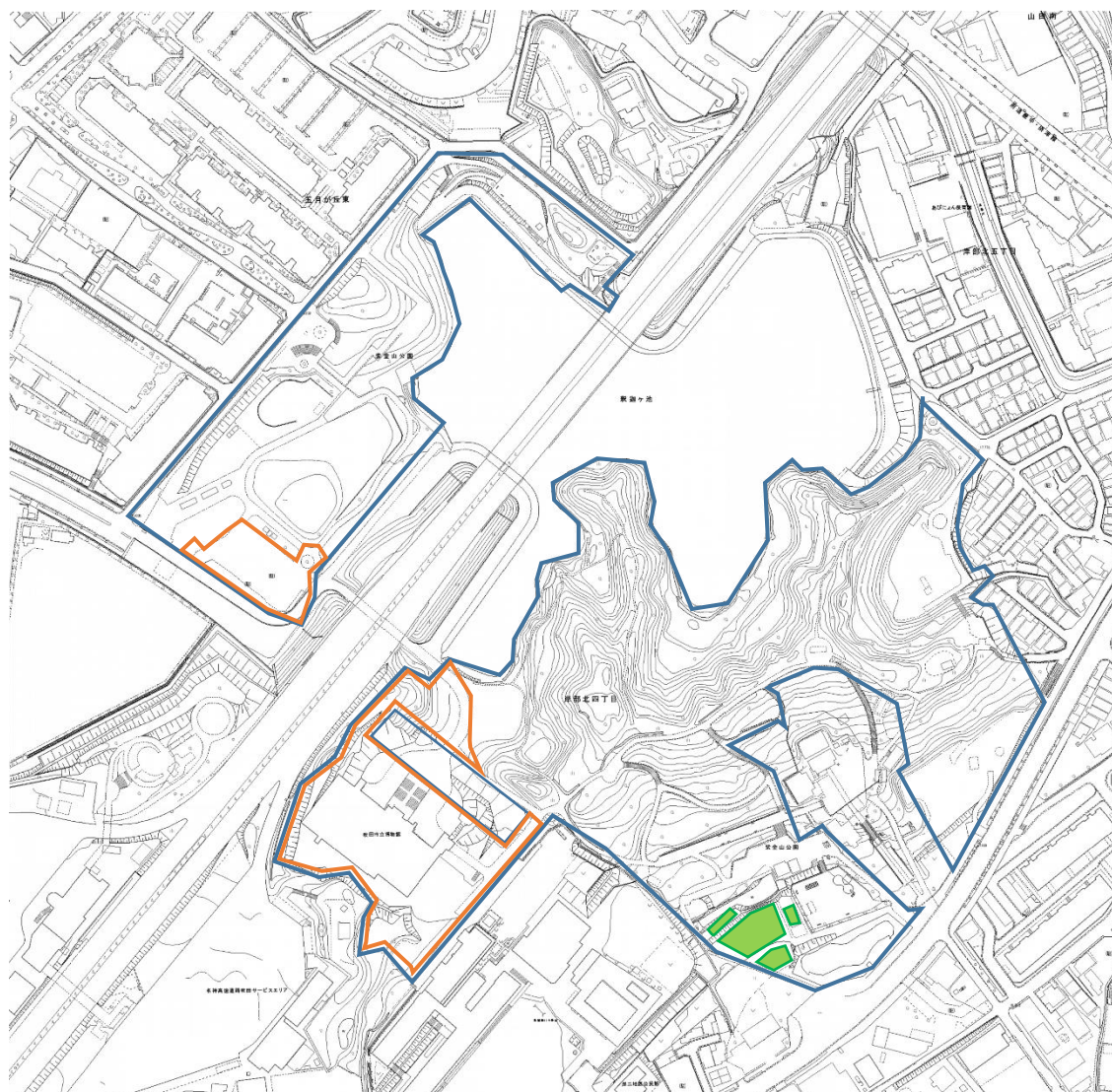
本公園の名前の由来といわれているコバノミツバツツジは、明るい林を好むため、樹木を間引くなど、市民を中心とした保全活動が進められています。コバノミツバツツジ以外にもさまざまな動植物が観察できる場所として生物多様性の保全を目的とする「モニタリングサイト1000」に登録され、市民によるチョウ類などのモニタリングが行われているなど、まちなかの公園でありながら豊かな自然を感じることができます。

名称	紫金山公園
所在地	吹田市五月が丘東及び岸部北4丁目地内
敷地面積	8.4ha
開設年月日	昭和48年（1973年）4月1日
公園種別	総合公園
主な公園施設	吹田市立博物館1棟、便所3棟、遊戯施設25基（単体遊具22基、複合遊具3基）、四阿2基、パーゴラ3基等
その他	・広域避難地 ・埋蔵文化財包蔵地 ・国指定史跡名勝天然記念物「吉志部瓦窯跡」 ・自然共生サイト認定 ・モニタリングサイト1000

【本公園の位置図】



【指定管理者の管理区域】



※指定管理者による管理区域は、全ての開設区域とします。ただし、都市公園法に基づき、公園管理者に対し設置許可（吹田市立博物館、畑・水田、倉庫）又は占用許可（電柱、シェアサイクルポート、自治会掲示板等）を得て設置しているものについては、指定管理者の管理業務の対象外です。なお、指定管理期間中に設置許可の廃止等があった場合、当該区域は、設置許可者により設置許可以前の状態に復旧され、それ以降は指定管理者の管理となります。

-  管理区域（開設区域）
 公園施設設置管理区域（吹田市立博物館）（管理業務対象外）
 公園施設設置管理区域（畑・水田、倉庫）（管理業務対象外）

(2) 目指すべき姿について

本市では、市が管理する8箇所の主要な都市公園を対象にまちづくりの視点に立ったパークマネジメント※を推進しています。対象となる都市公園の1つである本公園については、令和5年度からニーズ調査、公園利用者数調査、市民参加型ワークショップ、社会実験及び市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、令和7年度に本公園の課題を踏まえた魅力向上に向けた理念、目標像（パークビジョン）、ゾーン別基本方針を示す目指すべき姿を策定しました。

※吹田市では、令和2年5月に策定した「吹田市都市公園等整備・管理方針」において、パークマネジメントを「都市公園毎に設定する目標像の実現に向け、多様な主体とこれを共有した上で、連携・協働による再整備・管理運営を行うことで、計画的に公園価値の最大化を図る取組」と定義しています。

ア 本公園の課題

(ア) 自然環境や歴史の保全

本公園は市街地の中で豊かな自然を感じられる貴重な空間となっています。2001年にはこれらの自然や歴史的な資源の保全、活用に向けた「吹田風土記の丘・紫金山公園基本計画」を市民参画により策定し、整備が行われてきました。

計画の基本的な考え方や、これまでの取組を踏まえつつ、魅力を発信するデザイン力を高めたり、地域における生物多様性保全に知見のある民間事業者などとの連携など、新たな風を吹き込むことも必要です。

(イ) 安心・安全な利用環境の確保

本公園は健康づくりや身近で気軽に心身のリフレッシュが図れる場となっています。南側は起伏に富み、市民ボランティアによる散策路整備などが行われていますが、公園内の樹木による見通しの悪い箇所や、複数ある広場間が分断され、それぞれの場所がわかりにくく、移動のしづらさが感じられます。また、広域避難地であることから、防災機能のハード・ソフト両面からの充実が求められます。

より多くの人が本公園の魅力を感じることができるようするためには、安心・安全でわかりやすく、訪れたいくなる利用環境の確保やバリアフリー化、防災機能の向上が必要となります。

(ウ) 市民活動の次世代への継承、活性化

現在園内では市民団体による環境保全活動が継続的に行われています。また、キッチンカーやマルシェなど、自身の職業やスキルを活かし、市民などが新たなイベントを開催する活動も始まっています。

将来にわたって本公園の魅力を維持・向上させていくためには、現在の市民団体による継続的な環境保全活動を下支えすることや担い手を確保し次世代へと引き継ぎながら、市民による新たな利活用や継続的な管理を促し、公園協議会など、市民、事業者、行政など多様な主体が協働して本公園を利用・管理する持続可能な仕組みを考えていくことが必要となります。

イ 魅力向上に向けた理念

目指すべき姿では、本公園の課題を踏まえて、魅力向上に向けた理念を次のとおり掲げています。

MoriMori 里山[※] Park

「人×活動×交流×持続」

～つむいで めぐって まざって つづける 吹田の真ん中 紫金山！～

※ここで言う里山とは、本公園の象徴的な樹種であるコバノミツバツツジに日の光が当たるよう、定期的に常緑樹の間引きなどを実施し、明るい樹林地が形成・維持されるような自然環境。

ウ 目標像（パークビジョン）

目指すべき姿では、本公園の課題を踏まえて、目標像（パークビジョン）を次のとおり掲げています。

まちの個性や市民の暮らしに貢献する公園づくりを実現！

- 国の史跡や博物館、里山など他にはない特徴を、市民など多様な主体とともに、デザインや様々なツールで発信していきます。
- 北側と南側の周遊性を高める、利用者がそれぞれ異なる地形や特徴を楽しみ健康づくりに活かすなど、健康増進や良好な子育て環境などに貢献できる公園を目指します。

災害に対して柔軟に対応し回復する能力を形成！

- 災害時に活用できる施設や、グリーンインフラの持つ雨水貯留・浸透など多様な機能を活用できる公園を目指します。
- 平常時からイベント利用などを通じて、災害時の対応につながるような、防災コミュニティ形成の場を目指します。

人と人とのつながりを実感できる場を形成！

- 自然環境保全や環境学習を始めとする市民活動が継続できるよう取り組み、公園協議会の設置運営などを通じて、多様な主体が参画する公園を目指します。
- 地域に受け入れられるイベントなどを通じて、異なる世代や分野で活動する市民が交流し、新たなつながりが生まれる機会を創出します。

生物多様性に富んだ環境づくりを推進！

- 都市地域に残る貴重な自然として、市民団体などと連携し、保全活動に取り組みます。名神南側のエリアでの自然共生サイトへの登録による、支援者とのマッチングを促進するとともに、地域の生物多様性の回復・向上に貢献する空間を創出します。
- 市民が自然に触れることができる空間として活用し、地域の自然環境の重要性を発信するとともに、市民の環境保全への意識を高めます。

エ ゾーン別運営方針

目指すべき姿では、ゾーン別運営方針を次のとおり掲げています。



A	北広場ゾーン ・市民の憩いや交流など多様なニーズに対応した空間を創出します。 ・地域防災力向上に係る機運の高まりに対応した、ハード面の充実を行います。
B	吹田の里ゾーン ・田んぼやため池の生き物観察や農業体験など、市街地の中で、昔のくらしや文化を感じる貴重な体験ができる空間の保全に努めます。 ・吉志部神社と隣接する、自然環境学習・イベントに利用される公園南側の貴重な広場として、快適な空間づくりに努めます。
C	鎮守の森ゾーン ・人の手による管理を最小限に抑えつつ、自然の遷移に委ねます。 ・多様な主体と協働で、植生調査を行うとともに、安全な散策路からの自然観察、採集が行える環境整備に努めます。
D	里山ゾーン ・多様な主体と協働で、モニタリングを行いながら、その結果に合わせて対応を変える順応的な管理を実施し、魅力的な里山環境の保全を目指します。 ・案内及び説明サイン、園路などの補修・更新により、コバノミツバツツジをはじめ、誰もが自然を感じ、楽しめる里山環境を創出します。 ・スタンプラリーや体験型プログラム、周辺の小中学校との連携、PRチラシなど、自然の魅力の情報発信を通して公園利用者に保全活動への参加を募り、活動を次世代へと引き継ぎます。
E	子供の遊び場ゾーン ・既存の遊具や施設などの補修・更新により、安心して遊べる空間を創出します。 ・北側広場との利用状況や立地環境の違いを活かした昆虫の森など、魅力的な空間の創出に努めます。
F	水辺探索ゾーン ・水際の植栽の管理、安全柵の補修などにより、安心して釈迦ヶ池の景観を楽しめる空間を創出します。 ・ドッグランなど、利用状況を踏まえた広場空間の活用を検討します。
G	博物館ゾーン ・歴史文化の発信拠点である博物館が園内に立地することを活かし、史跡と連携した学習コンテンツの提供を目指します。 ・都市計画道路をまたぐ動線整備については、他のゾーンとの連続性を確保するよう大阪府と連携を図ります。
全体	・博物館と連携し、公園利用や市民活動の拠点となる施設（パークセンター）の設置やデジタルコンテンツなどの整備を検討します。 ・それぞれのゾーンをつなぐ主要な散策路の補修・更新と合わせ、バリアフリー化、トイレの改修などを行うとともに、距離表示による健康づくりの啓発などにより、利便性をより向上させます。

(3) 目指すべき姿の実現について

目指すべき姿の実現に向けた最適な事業手法として、Park-PFI 制度による再整備と指定管理者制度による管理運営の一括導入を検討しましたが、事業者へのヒアリング結果や都市計画道路豊中岸部線（岸部北工区）のスケジュールなど、本公園を取り巻く状況を踏まえ、一括導入が最適ではないと判断し、先行して指定管理者制度を導入するとともに、併せて市による再整備を実施することとしました。

ア 指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入では、里山等の環境保全・活用、質の高い施設の維持管理、安心安全な施設運営、多様なサービス提供及び交流の促進等、民間ならではのノウハウや創意工夫による効果的かつ効率的で質の高い管理運営により、目指すべき姿の実現を求めます。

イ 市による再整備

市による再整備では、目指すべき姿で掲げた本公園の理念、目標像（パークビジョン）、ゾーン別運営方針をもとに、令和 8 年度に基本設計、令和 9 年度に実施設計を行い、令和 10 年度から令和 11 年度まで再整備工事を実施する予定です。

（ア）主な再整備内容（設計内容により変更します。）

パークセンター※、便所、園路、広場、ベンチ、四阿等の新設又は改築

※パークセンターは、指定管理者の管理事務所、市民の活動・交流の場、情報発信拠点等の本公園の利便性をより高める施設であり、令和 10 年度に新設工事を実施し、令和 11 年 4 月に供用予定です。パークセンターが供用するまでは、指定管理者が仮設の管理事務所を設置することとします。仮設の管理事務所は、本公園外に設置する場合は、効果的・効率的な管理運営を考慮し、市内かつできる限り近隣に設置することとし、本公園内に設置する場合は、別途協議するものとします。なお、パークセンターの供用開始が遅れ、仮設の管理事務所の設置期間が延長になった場合は、市と指定管理者で費用負担等について協議するものとします。

（イ）総事業費（概算）

約 5 億 8,000 万円（設計費用も含みます。設計内容により増減します。）

ウ スケジュール

年度 項目	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
再整備	基本設計	実施設計	再整備工事				
指定管理			指定管理（5 年 6 か月）				
パークセンター			仮設の管理事務所 （指定管理者が設置）	パークセンター （市が設置）			

(4) その他

ア 都市計画道路豊中岸部線（岸部北工区）

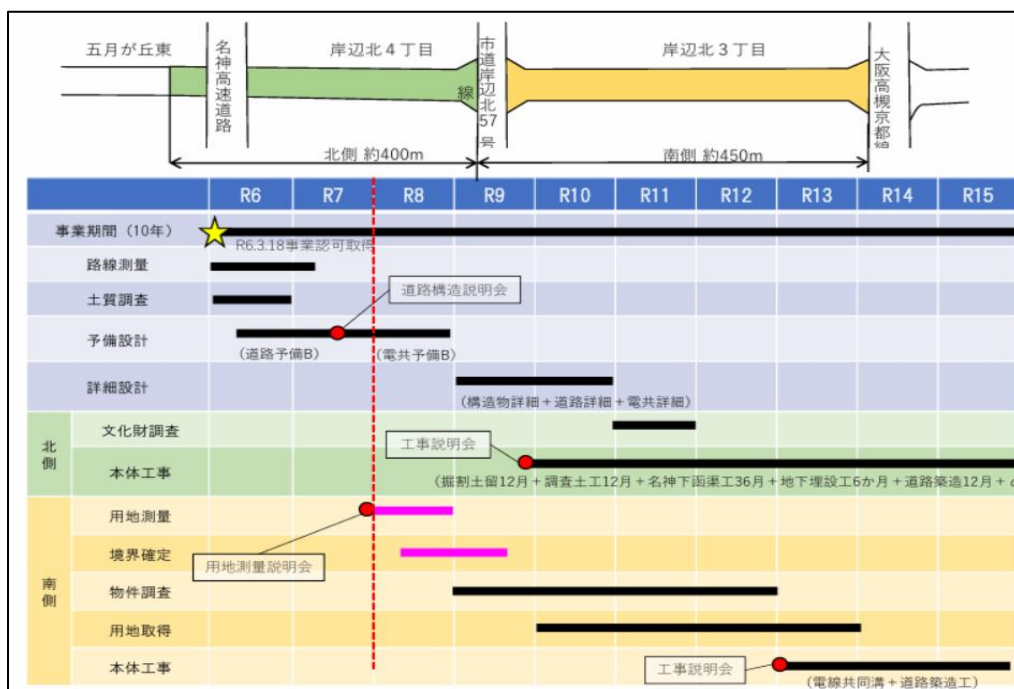
本公園に接する箇所において、大阪府が都市計画道路事業（豊中岸部線【岸部北工区】）を施行しています（事業施行期間：令和6年3月18日～令和16年3月31日）。現在、大阪府において予備設計が行われており、工事に係る施工計画や影響範囲である園路、樹林地等の復旧等について、大阪府と市で継続的に協議しています。

【都市計画道路豊中岸部線（岸部北工区）位置図】



■■■ 都市計画道路豊中岸部線（岸部北工区）

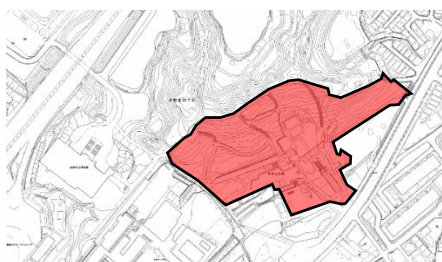
【都市計画道路豊中岸部線（岸部北工区）スケジュール（R8.3 現在）】



出典：大阪府ホームページ（ページID：128404）

イ 史跡吉志部瓦窯跡

本公園内の史跡吉志部瓦窯跡は名勝天然記念物に指定されており、史跡内で掘削等の現状変更又はその保全に影響を及ぼす行為を行う場合は文化庁長官に許可を受ける必要があります。



■ 史跡吉志部瓦窯跡

ウ 吹田市立博物館の駐車場

本公園内に吹田市立博物館の駐車場（駐車台数 44 台、大型車 4 台）がありますが、目指すべき姿の実現に向けたパークマネジメントの一環として、公園全体の駐車場としての位置付けを見据えつつ、利便性向上に向けた再整備及び管理運営を検討しています。

3 業務の範囲及び内容

（１）設置目的の遵守

指定管理者の創意工夫による利用者に対する質の高いサービスの提供を期待します。指定管理者は、公園の設置目的（主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供すること）を遵守し市民が公平・平等に公園を利用できるように十分配慮するとともに、創意工夫をもって公園の管理運営を行ってください。

（２）運営方針

本公園の管理運営においては、公園の設置目的や公の施設の設置目的（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供すること）を踏まえ、また、目指すべき姿の実現に向けて、次に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

ア 里山等の環境保全・活用

専門的な知見による地域に応じた里山等の環境保全を行うとともに、市民が自然に触れる空間として活用し、緑の機能を最大限発揮する管理運営を行うこととします。また、植生管理にあたっては、地域の生物多様性の回復・向上に貢献する植生分布及び構成を考慮することとします。里山ゾーンでは、多様な主体が参画したうえで管理計画を作成し、それを市民団体等の下支え（技術的助言、物品支援等）を行いつつ協働で実行し、モニタリングを行いながらその結果に合わせて順応的に対応を変えて管理するアダプティブマネジメントの手法で取り組むこととします。鎮守の森ゾーンでは、人の手による管理を最小限に抑えつつ自然の遷移に委ねますが、多様な主体と協働で、植生調査を行うとともに、自然観察や採集が行える環境保全を行うこととします。子供の遊び場ゾーンの樹林地では、昆虫の森などの子供たちが楽しく自然に親しむ空間を創出することとします。水辺探索ゾーンでは、水際の植栽の管理、安全柵の補修等により、安心して釈迦ヶ池の景観を楽しめる空間を創出することとします。その他ゾーンについても、新たに設置する公園協議会等で多様な主体と協働で計画的に自然環境を保全・活用するための管理運営を行うこととします。

イ 質の高い施設の維持管理

市民が本公園を日常的に利用する上では、利便性が良く快適で居心地の良い空間づくりが重要であることから、本公園全体について施設の性能・機能の水準を維持するとともに、美観及び清潔を確保する質の高い維持管理を行うこととします。

ウ 安心安全な施設運営

公園は不特定多数の方が集う施設であることから、利用者が安心して安全に利用できる施設運営が重要です。本公園においては、釈迦ヶ池に接していることや、名神高速道路により公園が分断されており、広場間の移動に周辺道路等が利用されていることなど、周辺施設との関連性も含め安全管理を必要とする多数の要素を含むため、施設運営にあたっては、事件・事故等の未然防止に万全を期すとともに、日常的に徹底した安全管理を行うこととします。

特に、全国各地の都市公園等において、倒木による事故が相次いで発生している状況を踏まえ、利用者被害や周辺の道路、家屋、施設等の第三者被害への影響を把握し、樹木について適切な処置を施すこととします。

また、万一、事件や事故、災害等が発生した際には、利用者の安全確保を第一に適切かつ迅速な対応を行うこととします。

エ 多様なサービス提供及び交流の促進

利用プログラムの提供、イベントの開催、積極的な市民・CSR活動の誘発、公園協議会の運営を通じた柔軟な公園利活用の提供など、公園利用者への多様なサービスを提供することとします。これらの取組を通じて、異なる世代や分野で活動する市民が交流し新たなつながりが生まれる機会を創出することや、災害時の対応につながるような防災コミュニティの形成することとします。

オ 本公園の魅力向上に向けた効果的な情報発信

国指定の史跡や吹田市立博物館、里山など他にない特徴を多様な主体とともに、デザインや様々なツールで効果的に発信することとします。また、市民の環境保全への意識を高めるため、地域の自然環境の保全の重要性を発信することとします。

カ 効果的・効率的な施設運営

本公園の機能の最大限発揮及び公園利用者へのサービス水準の維持・向上を継続して行っていくため、利用者ニーズへの柔軟な対応や本公園の特徴を活かした様々な取組等を社会潮流の変化に対応しながら企画立案・実践することで、常に効果的・効率的な施設運営を行うこととします。

(3) 管理業務の範囲及び内容

指定管理者は、吹田市都市公園条例第20条に基づき、管理運営業務として概ね次に掲げる業務を実施することとします。詳細については仕様書のとおりとします。

ア 制限行為許可に関する業務

イ 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務

指定管理者が徴収した使用料は市に納付するものとします。

ウ 施設及び附属設備等の維持・管理に関する業務

エ その他の業務

オ 職員の配置

総括責任者及び副総括責任者を１人ずつ配置すること。また、市民協働担当、植生管理に関する専門員、その他必要に応じて職員を配置するなど、業務の円滑な実施及び本公園の効果的な運営ができる配置とすること。

カ 指定管理者の権限

指定管理者は本公園に関して、吹田市都市公園条例に基づき、次のとおり処分権限を有するものとします。

（ア）公園における利用の禁止又は制限

指定管理者は、吹田市都市公園条例第４条に基づき、公園施設の損壊その他の理由により公園の利用者に危険が生ずると認められるとき、又は公園の保全若しくは改良のため必要な工事その他の措置を行うときは、公園の区域の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができるものとします。

（イ）公園における制限行為の許可

指定管理者は、吹田市都市公園条例第６条に基づき、公園における制限行為の許可を行うものとします。また、吹田市都市公園条例第１０条及び吹田市都市公園条例施行規則第５条に基づき、許可の期間は１年を超えない範囲で指定管理者が定めることができるものとします。

（ウ）制限行為の許可に係る使用料金の徴収

指定管理者は、吹田市都市公園条例第１２条に基づき、制限行為の許可を受けた者に対し、使用料の徴収を行うこととします。また、同条第４項に基づき、使用者の責めに帰すことができない理由による使用許可の取消しや、使用許可に基づく行為をすることができない場合は、使用料金の全部若しくは一部を還付することができるものとします。

（エ）制限行為の許可に係る監督処分

指定管理者は、吹田市都市公園条例第１５条に基づき、必要があると認められるときは制限行為の許可に基づく行為の状況又は制限行為の許可に係る公園施設について、職員に検査をさせることができるものとします。また、指定管理者は、制限行為の許可に関して使用者に対し使用者の不正や公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用許可の取り消し、条件の変更、使用許可に基づく行為の改善若しくは中止、使用許可に係る公園施設の改築若しくは除却、公園の原状回復その他必要な措置を命じることができるものとします。

（オ）制限行為の許可に係る届出

指定管理者は、吹田市都市公園条例第１１条に基づき、使用者が指定管理者の命令により必要な措置を履行したときの届出を受けることとします。

キ 第三者への一括委託の禁止

指定管理業務の全部又は主要な部分を他の者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の主要な部分を除く部分の委託についてあらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではありません。なお、委託する場合は、地域経済の発展、地域貢献及び高年齢者、障がい者等

の雇用の観点から、当該地域に精通した市内の団体等を優先して選定するように努めてください。

ク 自主事業

指定管理者は、本公園の設置目的に合致し、かつ管理業務の妨げとならない範囲において、事前に市の承認を受けた上で自主事業を実施することができます。この場合の自主事業による事業収入は、指定管理者の収入となります。ただし、実施に要する経費は指定管理者の負担とし、指定管理料を充てることはできません。

本公園がその機能を最大限に発揮し、市民のニーズに柔軟に対応しながら、健康増進や良好な子育て環境への貢献、新たなつながりが生まれる機会の創出、防災コミュニティの形成、市民の環境保全への意識の醸成など、目指すべき姿の実現に貢献できるよう、民間のノウハウや創意工夫を活かした積極的な提案を求めます。

ケ 公園の使用

指定管理者は自主事業を行うに当たって、都市公園法第5条に基づく公園施設の設置・管理、又は吹田市都市公園条例第6条の制限行為が必要となる場合は、自主事業の承認及び使用許可を受けてください（自動販売機の設置など）。

公園施設の設置・管理許可に係る使用料は、吹田市都市公園条例に規定の最低使用料以上とし、金額は指定管理者候補者選定時に提出する事業計画書で提案してください。公園施設の設置・管理許可に係る使用料は毎年度当初に市へ納付するものとします。なお、指定期間中に最低使用料が変動し、選定時の提案額を上回った場合は、最低使用料以上を納付するものとします。制限行為の許可に係る使用料は、吹田市都市公園条例に規定の使用料を市へ納付するものとします。

コ 自動販売機の設置

自動販売機を設置する場合は、災害対応型自動販売機とします（災害や緊急事態の発生により停電となった際に、人的操作で自動販売機内の商品を搬出できるものかつ災害や緊急事態の発生時に、自動販売機内の在庫品を無償で提供するもの。）。

4 指定期間

令和9年（2027年）10月1日から令和15年（2033年）3月31日（5年6か月間）を予定しています。指定期間は市議会の議決事項であるため、指定管理者指定の議決時に確定します。

5 管理経費(指定管理料)

(1) 指定管理料

管理経費について、市が指定管理者に指定管理料として支払います。

地方自治法第244条の2第8項に基づく、利用料金制の導入は行いません。

各年度の指定管理料は次に掲げる額の範囲です。支払時期については、年度協定書で定めま

す。

年度	指定管理料の額の範囲 (消費税及び地方消費税相当額を含む限度額)
令和 9 年度 (2027 年度)	25,580,000 円
令和 10 年度 (2028 年度)	51,436,000 円
令和 11 年度 (2029 年度)	54,574,000 円
令和 12 年度 (2030 年度)	55,388,000 円
令和 13 年度 (2031 年度)	57,464,000 円
令和 14 年度 (2032 年度)	59,683,000 円

(2) 内訳等

指定管理料は、毎会計年度（４月から翌年３月）ごとに市と指定管理者が協議し、提案された金額を基に予算の範囲内で年度協定書において定めるものとします。

なお、指定管理料には本公園の管理運営に関する人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、賃借料（仮設の管理事務所設置費用含む）、租税公課、負担金など全てを含みます。

(3) 指定管理料の精算

公園の管理運営費縮減を始めとした指定管理者の経営努力を促すため、指定管理料は原則精算を行いません。ただし、管理運営業務の内、施設修繕については、枠予算額を令和 9 年度 150 万円、令和 10 年度 306 万円、令和 11 年度 312 万円、令和 12 年度 318 万円、令和 13 年度 325 万円、令和 14 年度 331.5 万円と定め、当該年度における執行額が枠予算額に満たない場合は清算を行います。また、自然災害等による公園の閉鎖等により指定管理料を精算する必要がある場合は、市と指定管理者が協議を行い、取扱いを決定するものとします。

(4) その他

指定管理者は、公園の日常点検の結果又は公園利用者等からの通報により、施設・設備の破損等を発見した場合は、市に連絡の上、迅速に修繕を行うものとし、その際、費用の負担は業務分担表に基づくものとします。

指定管理者は、公園を管理運営することに伴い、法人税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に確認してください。

6 指定管理者として果たすべき責任

(1) 管理リスクへの備え

ア 災害発生時等の対応

- ・本公園は、吹田市地域防災計画において広域避難地に指定されており、地震、暴風、洪水その他の災害（以下、「災害」という。）が発生したときは、市と協議し公園利用者及び自主避難者の受け入れに協力してください。

- ・災害が発生したときは、公園及び周辺の状態を把握し市に報告してください

・災害が発生したときは、公園の管理保全及び被害の拡大防止に努めてください。

イ 施設賠償責任保険等の加入

公園利用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険等に参加してください。

(2) 関係法令の遵守

ア 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令等を遵守しなければなりません。また、個人情報の保護に関する法律を含む関連法令等について教育及び研修を行ってください。

イ 労働関係法令の遵守

指定管理者において労働関係法令の遵守や雇用・従業員の適正な労働条件の確保、その他労働環境の整備を行ってください（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法など）。

ウ 管理に当たって遵守すべき法令等

本公園の管理運営を行うに当たり、以下の法令及び市条例等を遵守してください。なお、指定期間中に法令等が改正された場合は、改正後の内容とします。

(ア) 地方自治法及び同法施行令

(イ) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

(ウ) 吹田市都市公園条例及び同条例施行規則

(エ) 吹田市行政手続条例

(オ) 吹田市情報公開条例及び同条例施行規則

(カ) 吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

(キ) 施設維持、設備保守点検に関する法規など

(ク) 水道法、消防法、電気事業法

(ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(コ) 文化財保護法

(サ) 農薬取締法及びその他の農薬関係法令

(シ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の廃棄物関係法令

(ス) 吹田市みどりの保護及び育成に関する条例

(セ) 吹田市火災予防条例

(ソ) 吹田市景観まちづくり条例及び吹田市屋外広告物条例

エ その他関連法令・通知・要領など

上記以外においても、指定管理業務を行うに当たっては関係法令等を遵守してください。

(3) 市の方針・計画等に沿った管理運営の実施

ア 情報公開への対応

指定管理者は、吹田市情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する情報（本公園の管理に係るものに限る。）の公開について、市に協力するとともに、自らも公園の利用状況や業務に係る経理状況等の積極的な情報の公開に努めてください。

イ 環境への配慮

指定管理者は、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN の推進に努めるとともに、省エネルギー・省資源、廃棄物の排出抑制、グリーン購入、吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に準じた電力調達を行う等の環境に配慮した管理運営を行ってください。また、市が実施する取組には積極的に協力してください。

ウ 障がいのある人への合理的配慮の提供

指定管理者は、第4期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プランの推進に努めるとともに、障がいのある方が障がいのない方と同じようにサービスなどを受けるために、それぞれの障がいの特性に合わせて必要な配慮や工夫を行ってください。

エ 多文化共生の推進

指定管理者は、多文化共生推進に関して、吹田市多文化共生推進アクションプランの推進に努めるとともに、市が実施する取組に積極的に協力してください。

オ 男女共同参画への取組

指定管理者は、吹田市男女共同参画推進条例の趣旨にのっとり、第6次すいた男女共同参画プランの推進に努めるとともに、指定管理業務の実施に当たり男女共同参画の推進に努めてください。また、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動の両立ができる環境の整備に努めてください。

カ 人権研修の実施

指定管理者は、吹田市人権施策推進基本方針・計画の推進に努めるとともに、本公園の管理業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

キ 障がい者法定雇用率の達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。指定管理者は、障がい者雇入れ計画、第4期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プランの推進に努めるとともに、応募段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者の雇用を積極的に行ってください。

ク 高年齢者等の積極的な雇用

指定管理者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨にのっとり、第9期吹田健やか年輪プランの推進に努めるとともに、高年齢者に対する就業の機会を確保するため、高年齢者の雇用を積極的に行ってください。

ケ 吹田市スモークフリー推進庁内方針への理解

指定管理者は、総合的なたばこ対策について総力を挙げて取り組むことによって、「スモークフリーシティ・すいた」の実現を目指し、もってすべての市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりの推進に努めるとともに、敷地内全面禁煙を徹底し、喫煙による健康への害について啓発してください。

コ 優先的に利用する事業への支援

市の主催、共催、後援及び公用並びに市があらかじめ指定する事業を実施する場合は、会場の優先確保など、支援・協力を積極的に行ってください。

7 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度、市が指示する期日までに、管理業務及び自主事業の事業計画書及び収支予算書を提出するものとします。また、指定管理者は、市が計画内容について協議を求めた場合は、その求めに応じなければなりません。

なお、管理業務及び自主事業は会計を別にしてください。

8 経営状況の確認

市は、指定管理者の経営の健全性を確認するため、指定管理者に対し、収支計算書等経営状況を説明する書類の提出を求めることができます。市は、提出書類について疑義がある場合は質問することができることとし、指定管理者は、市の質問に誠意をもって対応してください。

9 事業報告書等の提出

(1) 月次報告書

毎月10日までに、前月の月次報告書を提出すること。

(2) 事業報告書（年次）

施設の管理運営の適正化を図るため、当該年度指定期間終了後速やかに、次に掲げる施設の管理運営に関する事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出してください。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日までの事業報告書を速やかに、提出してください。

ア 業務の実施状況

イ 施設の利用状況

ウ 管理業務に係る経理の状況、自主事業に係る経理の状況

エ 利用者アンケートの実施状況及び利用者ニーズ（傾向と分析）と対処案等に関するまとめ

オ その他市が必要と認めるもの

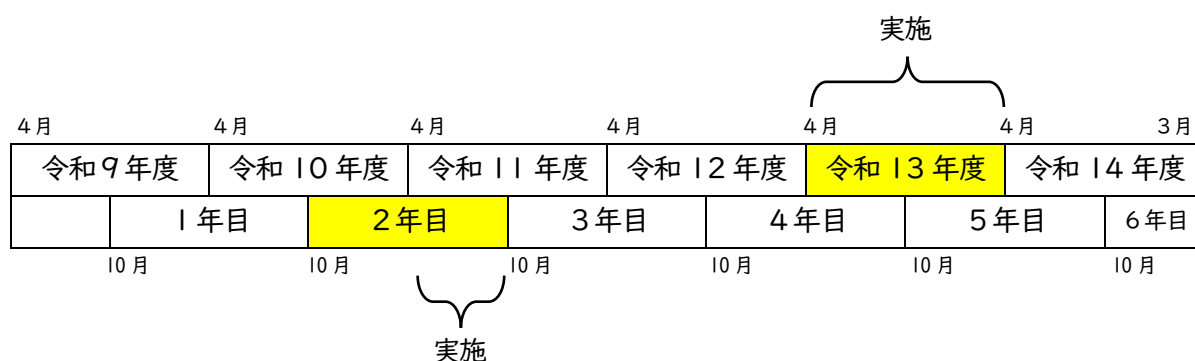
10 モニタリング・監査の実施等

(1) モニタリング

各年度の運営状況についてのモニタリング・評価を市及び指定管理者が協働で実施します。

(2) 第三者モニタリング・評価

専門的かつ多様な視点での評価を行い、より効果的に業務やサービスの改善につなげるため、指定期間の2年目（令和11年4月から9月までの期間）及び指定期間終了前年度（令和13年度）において、第三者によるモニタリング・評価を実施します。



(3) 監査等

指定管理者は、市が監査その他の理由で管理運営について実地調査及び協議を求めた場合は、応じなければなりません。経営の健全化を確認するため、市は指定管理者及び構成団体の収支決算書等を求める場合があります。

(4) 外部監査

市の包括外部監査において外部監査人が必要と認める場合は、監査の対象となることがあります。その場合は必要な報告又は帳簿、書類等を提出してください。

(5) 是正勧告

毎年の事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と認める場合は、市はその都度立入り調査、協議の上、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行います。

11 リスク分担に関する事項

指定管理者は、管理運営に当たり、施設並びに附属設備及び備品等の貸与物品を損壊又は破損したときは、市が指定する日までに、原状に回復するか損害の相当額を賠償することとします。

ただし、施設等の効用を高める場合や、やむを得ないときは、市の承認により原状回復や撤去等を不要とします。なお、指定期間中の主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応します。

【リスク分担表】「○印」がリスク負担者

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	物価変動に伴う経費増		○
	著しい物価の変動に伴う経費増	協議事項	
金利変動	金利変動に伴う経費増		○
法令等の変更	公園管理、運営に影響のある法令の変更	協議事項	
税制変更	消費税・法人税・事業所得税率等の変更		○
要求水準の未達、事業 の中止及び債務不履行	市の方針変更、指示等によるもの	○	
	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
管理業務内容の変更	市の指示による事業内容等の変更	○	
	指定管理者の発案による指定期間中の変更		○
建物、施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもの：1件当たり130万円未満のもの）		○
	// （上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの：1件当たり130万円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
備品管理	指定管理者の故意又は過失により破損した貸与備品の修繕費用		○
第三者賠償※1	公園管理上の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○
	第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいや犯罪発生等		○
使用料	使用料の保管・納付（使用料の徴収事務に係るもの）		○
引継ぎ	公園運営の引継ぎに伴う負担 （指定期間開始前の業務引継ぎ、業務引継書作成、次の指定管理者への業務引継ぎ等）		○
運営リスク	公園管理上の瑕疵により生じた事故による休業に伴うリスク		○
不可抗力	自然災害、争乱、暴動などにより業務の中止などの履行不能、公園利用者への損害及び施設・設備の損害等があった場合	協議事項	

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
指定の議決が得られなかった等の場合	応募・管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○

※Ⅰ 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険の適用を優先とする。

Ⅱ 募集に際しての基本条件

(Ⅰ) 応募資格

次の要件を満たす法人又は団体、若しくは複数の法人又は団体が構成するグループであること。個人の応募は受け付けません。

ア 参加表明の受付最終日において、法人又は団体、若しくは代表者が次の（ア）から（ケ）までのいずれにも該当しないこと

（ア）法律行為を行う能力を有しない者

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

（エ）会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者について、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていない者

（オ）本市募集要項公表日の１年前の日以降に、本市指名停止要領別表に定める措置要件に該当する事案を生じた者（生起日については、事実の確認日とする。）

（カ）国税及び地方税を滞納している者

（キ）地方自治法第２４４条の２第１１項又は地方公共団体の条例の規定による指定の取消しを受けたことがありその処分の日から２年を経過しない者

（ク）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員又はその密接関係者

（ケ）吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に規定する不当要求行為等を行ったことがある者

イ グループで応募する場合は、全ての構成員が要件を満たす必要があります。

ウ 応募者は、指定管理者候補者決定までの間に、アに定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、その応募資格を失うものとします。

(Ⅱ) 失格事由

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 指定管理者候補者選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
 オ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 業務分担

指定管理者と市の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

【業務分担表】

項目	市	指定管理者
公園の運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、利用促進活動等）		◎
公園の維持管理（警備、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修、修繕、安全衛生管理、光熱水費支出など）		◎
制限行為の許可に係る使用料の徴収・保管		◎
管理事務所、倉庫内等の物品及び備品管理		◎
非常時における初動対応 （待機連絡体制確保、自主的な情報収集、被害・避難状況調査及び報告、緊急応急措置、利用者の安全確保、避難者の誘導等）	○ （指示・協力）	◎
災害復旧（本格復旧）	◎	応急復旧
施設の整備・改修及び備品の整備・更新	◎ （1件130万円以上）	◎ （1件130万円未満）
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）	◎	

13 応募等のスケジュール

(1) 応募～指定管理業務開始までの想定スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和8年8月31日（月）
現地公園案内（説明会）	令和8年9月17日（木） 午前10時～午前12時
質問の受付	令和8年8月31日（月）から 令和8年9月25日（金）まで
質問の回答	令和8年10月16日（金）（予定）
参加表明の受付	令和8年10月19日（月）から 令和8年12月4日（金）まで
応募資格審査結果通知	随時
提出書類の受付	令和8年10月26日（月）から

	令和８年１２月４日（金）まで
選定委員会の開催（書類審査、並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査の実施）	令和８年１２月２２日（火）
選定結果の通知	令和８年１２月下旬
仮基本協定の締結	令和９年１月
指定議案提案、議決	令和９年２月定例会
指定通知	令和９年３月下旬
指定管理業務開始	令和９年１０月１日（金）

14 募集要項等の公表

（１）募集要項等の公表

ア 公表日 令和８年８月３１日（月）

イ 公表場所

募集要項等は市ホームページに掲載します。

<http://www.city.suita.osaka.jp/shisei/1019064/1021200/1045189.html>

（ア）募集要項、管理運営業務仕様書、保安警備業務仕様書、モニタリング・評価シート

（イ）募集要項関連様式

（ウ）参考資料

（２）現地公園案内（説明会）

ア 開催日時 令和８年９月１７日（木） 午前１０時～午前１２時

イ 申込方法

「現地公園案内（説明会）参加申込書（様式第１３号）」を電子メールにより送信してお申込みください。

ただし、電話及び郵送による申込みはお受けできません。

申込期限 令和８年９月１１日（金）正午まで

メールアドレス dousei-kouen@city.suita.osaka.jp

15 質問の受付及び回答

(1) 質問の手順

項目	内容	
質問の受付	提出書類	質問票〈様式第14号〉
	受付期間	令和8年8月31日(月)から令和8年9月25日(金)午後5時30分まで(必着) (開庁時間 午前9時から午後5時30分(土曜日・日曜日・祝日を除く。))
	提出方法	電子メール ※質問に対する迅速な回答のため、郵送による質問の受付は行わないこととします。
	電子メールで提出する場合の留意事項	ア 件名は「紫金山公園指定管理者募集に関する質問」としてください。 イ 送信トラブルを避けるため、送信後、必ず電話により着信の確認を行ってください。
	提出先	募集事務局(詳細は「25 問合せ先(募集事務局)」を参照)
質問に対する回答	令和8年10月16日(金)(予定)に、回答書により、質問者に対し、質問書に記載されたメールアドレス宛てに、電子メールにて回答します。 また、市ホームページに回答を掲載します。	

(2) 留意事項

- ア 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答します。
- イ 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しません。
- ウ 企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められる質問及びその回答は公表しません。
- エ 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには、回答しないことがあります。
- オ 質問に際して、その質問及び回答の公表に支障がある場合は、その理由を質問書に明記してください。なお、市で当該理由を不十分と認める場合は、質問及び回答を公表することがあります。
- カ 市からの回答の公表をもって、本募集要項を補完したとみなします。

16 参加表明書の受付

参加を希望する者は、以下の手順により、書類を提出してください。

項目	内容
(1) 提出書類	ア 参加表明書〈様式 1-1〉 (グループの場合のみ) グループ参加表明書〈様式 1-2〉
	イ (グループの場合のみ) グループ構成員届〈様式 1-3〉
	ウ 納税証明書※1※2
	エ 応募資格を満たすことの誓約書〈様式第2号〉※2
(2) 提出部数	各2部(原本1部、副本1部)
(3) 提出期間	令和8年10月19日(月)から令和8年12月4日(金)午後5時30分まで(必着) (開庁時間 午前9時から午後5時30分(土曜日・日曜日・祝日を除く。))
(4) 提出方法	持参又は郵送※3
(5) 提出先	募集事務局(詳細は「25 問合せ先(募集事務局)」を参照)

※1 申請日前3か月以内に所管の税務署で発行のもの

※2 グループの場合、構成員それぞれが提出してください。

※3 郵送で提出する場合は、特定記録郵便など、記録が残る形で郵送してください。

17 応募資格審査

応募表明書を提出した者に対して、応募資格審査を随時実施し、参加資格審査結果を郵送及び電子メールで通知します。

参加資格がないと認められた者については、その理由を付して通知します。

18 応募に当たっての提出書類

(1) 提出書類

提出書類の副本は応募者名等を伏せ、応募者が判別できるような表現とならないよう留意してください。

提出書類中で事業計画書、収支計画書並びに管理体制計画書には、本公園の設置目的に応じた管理運営を行うに当たっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。特に事業計画書には、公園の適切な管理を行うための具体的な方策を示してください。

ア 紫金山公園指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

公園の管理に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるよう、次の（ア）から

（エ）までの点に留意し、指定期間にわたって作成してください。

（ア）市民の平等な利用が確保されること。

（イ）事業計画書の内容が公園の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）。

（ウ）事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みであること。

（エ）収支計画書の内容が、公園の管理経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取組の提案を含む。）。

ウ 収支計画書

収支計画書は、令和9年度から令和14年度間で年度ごとに作成してください。

エ 管理体制計画書

人員配置等について、指定期間にわたって作成してください。

オ 個人情報の取扱いに係る責任体制等計画書

個人情報を適切に管理するため、報告手順等について具体的に記載してください。

カ 収支予算書、収支決算書及び事業報告書

直近3事業年度の収支予算書、収支決算書（科目内訳書を含む。）及び事業報告書又はこれらに類するもの（経営実績が3か年に満たない者にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）

（グループ企業の連結決算の場合は、連結決算報告書も提出してください。）

キ 定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるもの

ク 団体の概要を記載した書類

- (ア) 法人にあっては、登記事項証明書（届出日において発行の日から3か月以内のもの）
- (イ) 役員又は管理人その他のこれらに準ずる者の名簿
- (ウ) 団体の事業の概要を記載した書類
- (エ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、沿革、従業員数、経営理念・方針、組織図、実績、売上高等を記載した書類）

ケ その他

- (ア) 労働関係法令チェックシート
- (イ) グループ協定書（グループで応募する場合のみ）

(2) 提出書類一覧

項目	内容			
ア 提出書類	紫金山公園指定管理者指定申請書（グループで応募する場合は、様式第 3-2 号で作成）		〈様式第 3-1 号〉	
	事業計画書		〈様式第 4 号〉	
	収支計画書		〈様式第 5 号〉	
	管理体制計画書※ ¹		〈様式第 6-1 号〉	
	総括責任者及び副総括責任者の経歴※ ²		〈様式第 6-2 号〉	
	個人情報の取扱いに係る責任体制等計画書		〈様式第 7 号〉	
	収支予算書、収支決算書及び事業報告書		形式自由	
	定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるもの		形式自由	
	団体の概要等を記載した書類	法人にあっては、登記事項証明書		法務局発行
		役員又は管理人その他のこれらに準ずる者の名簿		参考様式有
		団体の概要を記載した書類		参考様式有
		組織及び運営に関する事項を記載した書類		
	労働関係法令チェックシート		〈様式第 10 号〉	
グループ協定書（グループで応募する場合のみ）		参考様式有		
その他（市が特に必要と認める書類）				
イ 提出部数	各 11 部（原本 1 部、副本 10 部） 副本は応募団体名等を伏せ、応募者が判別できるような表現とならないよう留意してください。			
ウ 提出期間	令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 12 月 4 日（金）午後 5 時 30 分まで（必着）			

	(開庁時間 午前9時から午後5時30分(土曜日・日曜日・祝日を除く。))
エ 提出方法	持参又は郵送 ^{※3}
オ 提出先	募集事務局(詳細は「25 問合せ先(募集事務局)」を参照)

※1 市民協働担当及び植生管理に関する専門員については、直接の雇用が確認できる書類の写しを添付すること。

※2 正規の雇用が確認できる書類の写しを添付すること。

※3 郵送で提出する場合は、特定記録郵便など、記録が残る形で郵送してください。

(3) 複数の団体が構成するグループで応募する場合

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め、事業計画書にその旨を明記してください。この場合、(1)キの定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるものからケ

(ア)労働関係法令チェックシートまでの書類は全ての団体について提出するとともに、(イ)グループ協定書を提出してください。

なお、単独で応募した団体は、グループでの応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

応募書類の提出後は、代表する団体及びグループを構成する団体の変更は認めません。

19 応募に当たっての留意点

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

イ 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

ウ 提出書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

エ 市が提示する書類等や応募者の提出書類等の著作権はそれぞれの者に帰属します。

ただし、市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

オ 本募集に当たって使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。

カ 市が配布及び公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

キ 提出書類以外の資料について、必要に応じて追加提出を求める場合があります。

ク 提出書類の不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。その場合は失格とし、その理由を付して提出者に通知します。

(2) 特許権等

提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとします。

(3) 提出書類に関する情報公開の取扱い

提出書類の情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき市が公開の諾否を決定します。

(4) その他

ア 本募集要項及び仕様書等の内容を十分に理解した上で応募を行ってください。なお、応募表明書の提出をもって、応募者は本募集要項の記載事項を承諾したものとみなします。

イ 応募者は、指定管理者の選定結果後に本募集要項及び仕様書等の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

ウ 参加表明を取り下げる場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届（様式第12-1号）を文書で吹田市役所土木部公園みどり室（吹田市総合防災センター6階）に提出してください。

エ 災害等の不可抗力による場合又は選定を公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、本募集に係る選定等を延期若しくは中止することがあります。この場合において、応募者は、応募に要した費用を市に請求することはできません。

オ 応募者は、応募後に関係法令や本募集要項に記載の内容に違反等があった場合は、速やかに市へ報告してください。

20 指定管理者候補者等の選定

(1) 選定方法

紫金山公園指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、提出された書類、プレゼンテーション、ヒアリングについて、後記の(2)選定項目に基づいて審査し、指定管理者候補者と次点者を選びます。審査に当たっては、応募者によるプレゼンテーション・ヒアリングを令和8年12月22日(火)に予定しています。詳細は応募書類提出後に個別に通知します。

各委員の総評点による順位付けを行い、1位とした委員数が多い者を上位とし、指定管理者候補者及び次点者を選定します。

また、各委員の合計点数の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は選定しないものとします。

なお、応募が1者であっても選定委員会において審査し、指定管理者候補者の適否を判断します。ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に著しい不備があった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合

エ その他不正行為があった場合

(2) 選定項目

次の選定項目に基づき提案内容を審査する。

選定基準及び評価項目	配点
市民の平等な利用が確保されること ア 公園の運営理念、運営方針 イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10
事業計画書の内容が公園の効用を最大限に発揮するとともに、目指すべき姿の実現に寄与できるものであること（自主事業の内容を含む。） ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 イ 専門的な知見による地域に応じた里山等の環境保全及び市民が自然に触れる空間として活用を図るための具体的方策 ウ 安定した施設管理のための具体的方策 エ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策 オ 多様な主体との協働や継続的な市民活動を下支えするための具体的方策 カ 現実的であり、かつ創意工夫や積極性のある事業計画内容 キ 新たな利用者や市民活動の担い手の確保に向けた利用促進の方策 ク 地域貢献・社会的貢献への方策	50
事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力（市民協働担当、植生管理に関する専門員の個々の人的能力含む。） イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	20
収支計画書の内容が、公園の管理経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取組の提案を含む。） ア 公園の管理運営に係る経費の内容	10
類似公園の指定管理の実績があること ア 面積 4.0ha 以上の都市公園の指定管理者の構成員としての実績	5
構成団体の所在地等が本市内であること ア 地域経済の活性化	5
評価合計点	100

（３）提案があった事業計画書等の説明

選定委員会は、審査の必要に応じて、提案があった事業計画について、応募者から直接、説明を求めることがあります。この場合、事前に選定委員会に出席を求められる旨、団体に通知します。

(4) 選定結果

選定委員会の選定結果については、令和8年12月下旬頃に応募者に書面で通知するとともに、審査結果の概要と指定管理者候補者の団体名をホームページなどで公表します。

(5) 指定管理者候補者等の選定

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者候補者及び次点者を選定します。

なお、指定管理者候補者や次点者に事故等があるなど、特別な理由があるときは、各委員の合計点数の平均点が60点以上の応募者の中から、新たに指定管理者候補者等を選定することがあります。

21 協定の締結

指定管理者候補者を選定したときは、市議会へ指定管理者指定に係る議案を提出するまでに、指定管理者候補者と管理内容の細部について協議を行い、仮基本協定を締結します。仮基本協定は、指定管理者の指定とともに本基本協定となります。本基本協定の発効により、令和9年度から令和14年度まで、単年度ごとに年度協定を締結します。

(1) 基本協定の項目

- ア 指定期間
- イ 管理経費（指定管理料）
- ウ 管理業務の範囲及び内容
- エ 管理業務の範囲外の業務（自主事業）
- オ 事業計画・報告
- カ 遵守事項（個人情報の保護、秘密の保持、情報公開など）
- キ 第三者への委託の禁止
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止
- ケ リスク分担
- コ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定の内容

- ア 当該年度の指定管理料に関する事項
- イ その他市長が必要と認める事項

22 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、市議会での議決を経た後に市が指定管理者として指定します。

なお、市議会の議決が得られないこと等により指定に至らない場合であっても、市は、指定管理者候補者に対して何ら責任を負わないものとします。

23 指定の取消し等

指定管理者が基本協定書等に定める報告義務を怠った場合、市の改善指示に従わない場合、指定管理者の業務がこの募集要項及び各協定書で示す業務の基準を満たしていないと判断した場合、その他管理運営を継続することが適当でないと認める場合は、指定期間中でもその指定を取消す又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることとします。

また、不可抗力で業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者で協議の上、指定を取り消すことができます。

24 その他

(1) 指定管理者候補者及び次点者の取扱い

以下の状況が生じた場合は、指定管理者候補者の地位は消滅します。その際、市は指定管理者候補者に対し、地位が消滅したことを通知するとともに、指定管理者候補者に代わって次点者と指定の手続を進めます。

ア 指定管理者候補者が市の指定する期日までに、市と協定を締結しない場合

イ 応募資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合

ウ 事業の履行が確実にないと認められる場合

エ 著しく社会的信用を損なうなどにより指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

オ その他、疑義等が生じた場合

なお、次点者の地位は、指定の議決をもって消滅するものとし、その旨を書面で通知します。それまでの間、第三者に当該次点者の地位を移転することはできません。

(2) 市の政策方針等への協力

指定期間中に、市の政策方針等により、本公園の全部、又は一部を閉鎖するなど、指定管理内容に変更が生じた場合は、誠意をもって協議に応じてください。

その他、業務を実施する上で新たに発生した事項については、両者で協議した上で対応するものとします。

(3) 備品の管理

ア 備品の定義

性質若しくは形状が変わることなく、比較的長期間にわたって使用若しくは保存に耐えて財産的価値のあるもの又は永続性のある標本若しくは陳列品であるもの。

上記定義に該当するもののうち取得価格又は評価価格が5万円（税込）未満のもの（公印類、その他貸出用物品を除く。）、また会計室長が別に定めるものは除く。

イ 備品の取扱い

指定管理者が指定管理料で購入する備品は市の所有とし、市が貸与する備品とともに、それぞれ備品台帳を備え、適正に管理を行ってください。

ウ 備品の購入・廃棄

市が貸与する備品に異動があった場合は、速やかに市に報告を行ってください。また、指定管理者が備品を廃棄する場合、事前に市の承認を得る必要があります。

(4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

地方公共団体が売手となり、事業者に対し消費税課税取引を行う場合、地方公共団体が適格請求書（以下「インボイス」という。）を交付しなければ、事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができないことから、直営の施設同様、指定管理者制度を導入している公の施設についても以下のいずれかの方法でインボイスを交付する必要があります。

ア 媒介者交付特例

指定管理者の名称・登録番号を記載して交付

イ 代理交付

市の名称・登録番号を記載して交付

グループで指定管理者となる場合、その構成員の全てがインボイス発行事業者であり、代表者等が納税地を所管する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の申出書」を提出する必要があります。

なお、交付するインボイスには、グループの名称と発行する構成員の名称・登録番号の両方を記載してください。

25 問合せ先（募集事務局）

〒565-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号（吹田市総合防災センター6階）

吹田市 土木部 公園みどり室 計画グループ

電話番号 06-6834-5364

ファックス 06-6834-5486

メールアドレス dousei-kouen@city.suita.osaka.jp